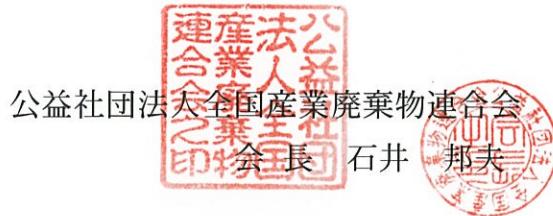


全産廃連発第 235 号  
平成 29 年 12 月 18 日

各正会員

会長・理事長 様



### 優良認定制度に係る情報の更新時期に関する注意喚起のお願い

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、優良産廃処理業者認定制度（以下「優良認定制度」という。）は、優良産廃処理業者が遵守すべき優良基準の一つとして、事業の透明性に係る情報を公表するとともに、その情報の内容を一定の頻度で更新することを定めています。

この優良認定制度に関する最近の状況として、ある優良産廃処理業者が優良基準の情報の更新時期を超過したことをもって、都道府県が当該事業者の優良認定の更新許可を不可と判断するケースが報告されております。このため、貴協会の会員事業者である優良産廃処理業者に対し、情報公表項目の更新時期の遵守について注意喚起をお願いする次第でございます。

特に、情報公表項目の中の「直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表」については、更新の頻度が「1年に 1 回以上」と定められていることから、貸借対照表等の直近の公表日から数えて 365 日の日数を 1 日でも超過する場合には優良基準に不適合とされ、優良認定の更新許可が不可と判断される虞があります。

なお、環境省では、この問題について、「法人の経営実態に合わせた更新」が可能となるよう、情報の更新時期の適正化を図ることが検討されておりますことを申し添えます。

以上

\* 本件担当：総務部担当部長 古川